

仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査

－ 結果報告書 －

平成28年8月

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課

目 次

第1章 調査の概要	2
第2章 調査結果の概要	3
第3章 調査結果	
I 調査対象事業所の概要に関する事項	5
II 企業としての意識に関する事項	
1 従業員の仕事と家庭の両立についての意識	6
III 労働者の育児の支援制度に関する事項	
1 育児休業制度の規定の有無	7
2 育児休業制度の内容	8
3 育児休業制度の利用状況	9
4 法を上回る育児のための休暇（育児休暇）制度の規定の有無	9
5 法を上回る育児のための休暇（育児休暇）制度の内容	10
6 法を上回る育児のための休暇（育児休暇）制度の利用状況	11
7 育児のための勤務時間短縮等の措置	12
IV 労働者の介護の支援制度に関する事項	
1 介護休業制度の規定の有無	15
2 介護休業制度の内容	16
3 介護休業制度の利用状況	17
4 法を上回る介護のための休暇（介護休暇）制度の規定の有無	17
5 法を上回る介護のための休暇（介護休暇）制度の利用状況	18
6 介護のための勤務時間短縮等の措置	18
V 子の看護休暇制度に関する事項	
1 子の看護休暇制度の規定の有無	21
2 子の看護休暇制度の内容	21
3 子の看護休暇制度の利用状況	23
VI 年次有給休暇に関する事項	
1 年次有給休暇の取得状況	25
付属統計表	26
調査票	43

第1章 「仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査」の概要

1 調査の目的

本調査は、県内民間事業所における、仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境の実態を把握し、施策の検討の基礎資料を得るために、隔年で実施しているものである。

2 調査対象

常用労働者が5人以上の県内民間事業所(事業所母集団データベースー平成26年次フレーム(速報))から無作為に抽出した2,000事業所

3 調査基準日

平成27年10月1日

(実施期間：平成27年11月10日～平成27年12月10日)

4 調査項目

- I 事業所の概要に関する事項
- II 企業としての意識に関する事項
- III 育児休業制度に関する事項
- IV 育児休暇制度に関する事項
- V 労働者の育児の援助に関する事項
- VI 介護休業・休暇制度その他介護の援助制度に関する事項
- VII 看護休暇制度・年次有給休暇に関する事項

5 調査方法

郵送配布及び郵送回収によるアンケート調査

6 調査機関

愛媛県

7 回収結果

調査票発送件数	2,000事業所
有効回収数	729事業所(回収率 36.5%)

第2章 「仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査」結果の概要

1 調査対象及び回収結果

本調査は、平成27年10月1日現在の状況について、常用労働者を5人以上雇用する県内民間事業所（事業所母集団データベースー平成26年次フレーム（速報））から無作為に抽出した2,000事業所を対象として郵送により行い、うち729事業所から有効回答を得た（回収率：36.5%）。

2 調査結果の概要

ア 従業員の仕事と家庭の両立についての意識について

- ・従業員の仕事と家庭の両立について、重要性や必要性を感じている企業は9割を超えており、「取り組んでいる」及び「今後取り組んでいきたい」と回答した企業は合わせて7割強である。

イ 育児休業制度について

- ・制度の規定状況については、「規定あり」と回答した事業所は64.7%（平成25年度調査71.6%）であった。
- ・制度の利用状況については、女性が83.1%（平成25年度調査81.2%）、男性が1.0%（同3.2%）であった。

ウ 法を上回る育児のための休暇（育児休暇）制度について【新設項目】

- ・制度の規定状況については、「規定あり」と回答した事業所は14.8%であった。
- ・制度の利用状況については、女性が7.2%、男性が5.2%であった。

エ その他労働者の育児の支援措置について

- ・育児のための勤務時間短縮等の何らかの支援制度を設けている事業所は55.8%（平成25年度調査63.8%）であった。
- ・各種制度のうち利用実績が多かった、「育児のための短時間勤務制度」と「所定外労働の免除制度」の規定状況については、「規定あり」と回答した事業所は、それぞれ52.1%（平成25年度調査60.7%）、47.6%（同54.2%）であった。
- ・これら2つの制度の利用状況については、女性がそれぞれ24.1%（平成25年度調査19.3%）、16.5%（同8.4%）、男性がそれぞれ1.0%（同0.8%）、0.5%（同2.0%）であった。

オ 介護休業制度について

- ・制度の規定状況については、「規定あり」と回答した事業所は56.4%（平成25年度調査67.6%）であった。
- ・制度の利用状況については、休業取得者がいた事業所の割合は1.5%（平成25年度調査1.6%）で、常用労働者数に占める休業取得者の割合は女性が0.09%（同0.20%）、男性は0.04%（同0.00%）であった。

カ 法を上回る介護のための休暇（介護休暇）制度について

- ・制度の規定状況については、「規定あり」と回答した事業所は39.1%（平成25年度調査60.6%）であった。

- ・制度の利用状況については、休暇取得者がいた事業所の割合は 1.9%（平成 25 年度調査 3.3%）で、常用労働者に占める休暇取得者の割合は、女性 0.19%（同 0.33%）、男性 0.08%（同 0.08%）であった。

キ その他労働者の介護の支援措置について

- ・介護のための勤務時間短縮等の何らかの支援制度を設けている事業所は 50.6%（平成 25 年度調査 58.9%）であった。
- ・常用労働者に占める各種制度の利用者の割合は、「短時間勤務制度」が 0.01%（平成 25 年度調査 0.02%）、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が 0.01%（同 0.00%）であった。

ク 子の看護休暇制度について

- ・制度の規定状況については、「規定あり」と回答した事業所は 46.2%（平成 25 年度調査 59.9%）であった。
- ・制度の利用状況については、休暇取得者がいた事業所の割合は、就学前までの子を持つ常用労働者がいる事業所の 21.3%（平成 25 年度調査 22.2%）であり、就学前の子を持つ常用労働者数に占める休暇取得者の割合は女性 31.9%（同 24.0%）、男性 3.9%（同 3.0%）であった。

ケ 年次有給休暇の取得状況について【新設項目】

- ・労働者 1 人平均の年次有給休暇付与日数は 14.3 日、取得日数は 6.1 日であり、取得率は 42.7%であった。

第3章 「仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査」結果

I 調査対象事業所の概要に関する事項

調査対象 2,000 事業所中、729 事業所 (36.5%) から有効回答があった。

区 分		事業所数	構成比
規 模 別	500人以上	6 (2)	0.8% (0.3%)
	100人以上499人以下	26 (22)	3.6% (3.2%)
	30人以上99人以下	109 (84)	15.0% (12.0%)
	10人以上29人以下	318 (321)	43.6% (46.0%)
	5人以上9人以下	216 (218)	29.6% (31.2%)
	5人未満	51 (48)	7.0% (6.9%)
	不明・無回答	3 (3)	0.4% (0.4%)
産 業 別	鉱業・採石業・砂利採取業	1 (1)	0.1% (0.1%)
	建設業	63 (50)	8.6% (7.2%)
	製造業	80 (23)	11.0% (3.3%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	3 (5)	0.4% (0.7%)
	情報通信業	12 (8)	1.7% (1.1%)
	運輸業・郵便業	39 (25)	5.4% (3.6%)
	卸売業・小売業	125 (113)	17.2% (16.2%)
	金融業・保険業	35 (40)	4.8% (5.7%)
	不動産業・物品賃貸業	5 (5)	0.7% (0.7%)
	学術研究・専門・技術サービス業	12 (12)	1.7% (1.7%)
	飲食サービス業、宿泊業	25 (53)	3.4% (7.6%)
	生活関連サービス業、娯楽業	8 (11)	1.1% (1.6%)
	教育、学習支援業	15 (26)	2.1% (3.7%)
	医療、福祉	160 (167)	22.0% (23.9%)
	複合サービス事業	5 (29)	0.7% (4.2%)
	サービス業	48 (49)	6.6% (7.0%)
その他	47 (81)	6.5% (11.6%)	
不明・無回答	46 (-)	6.3% (-%)	
地 域 別	東予地方局管内	282 (232)	38.7% (33.2%)
	中予地方局管内	286 (326)	39.2% (46.7%)
	南予地方局管内	159 (140)	21.8% (20.1%)
	不明・無回答	2 (0)	0.3% (0.0%)
労 働 組 合	有	133 (154)	18.2% (22.1%)
	無	591 (540)	81.1% (77.4%)
	無回答	5 (4)	0.7% (0.6%)
合 計		729 (698)	100% (100%)

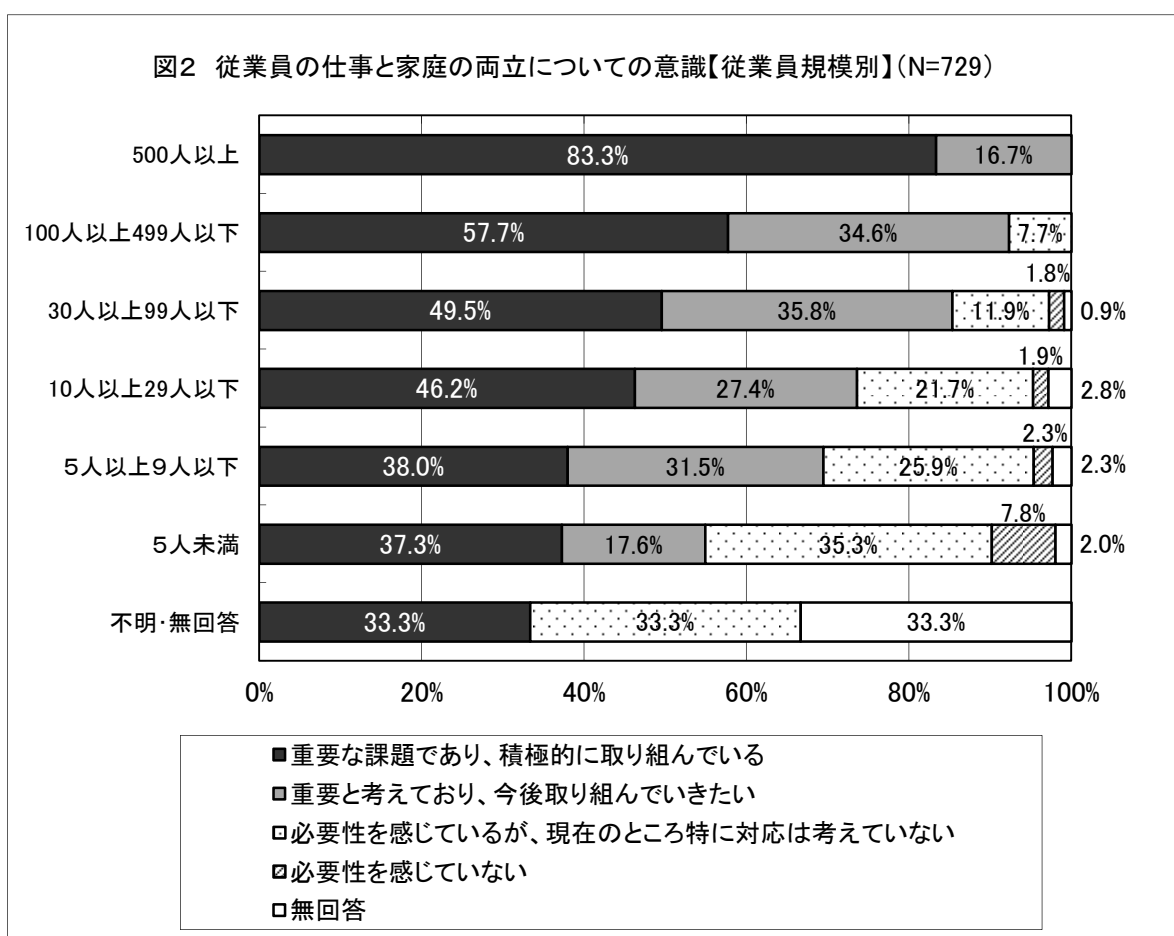
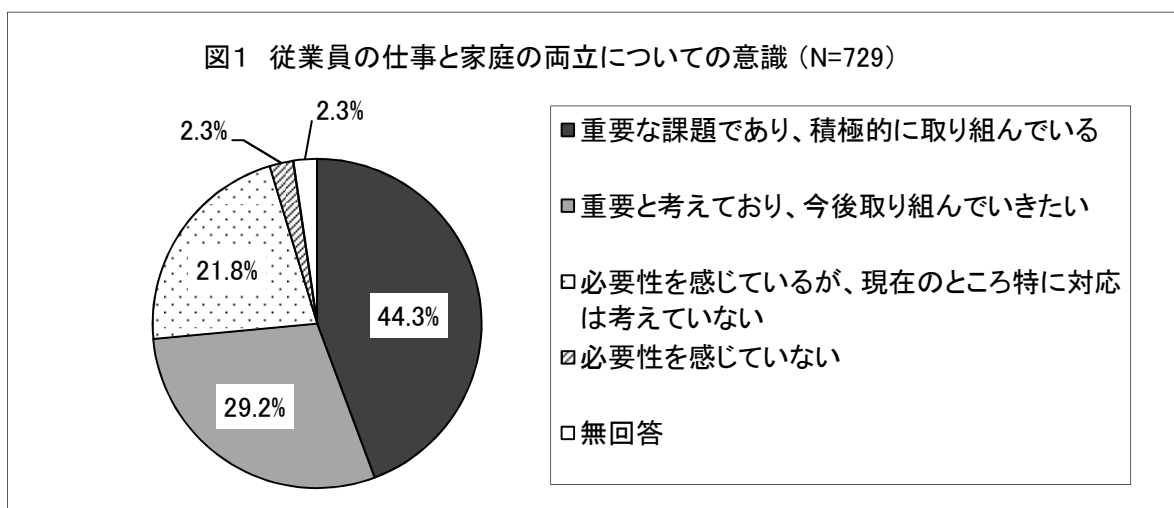
※()は前回(H25)調査時

事業所の常用労働者数 (回答のあった729事業所の合計) (平成27年10月1日現在)	男 性	女 性	合 計
	13,061人 (53.0%)	11,580人 (47.0%)	24,641人 (100%)

II 企業としての意識に関する事項

1 従業員の仕事と家庭の両立についての意識（問1）

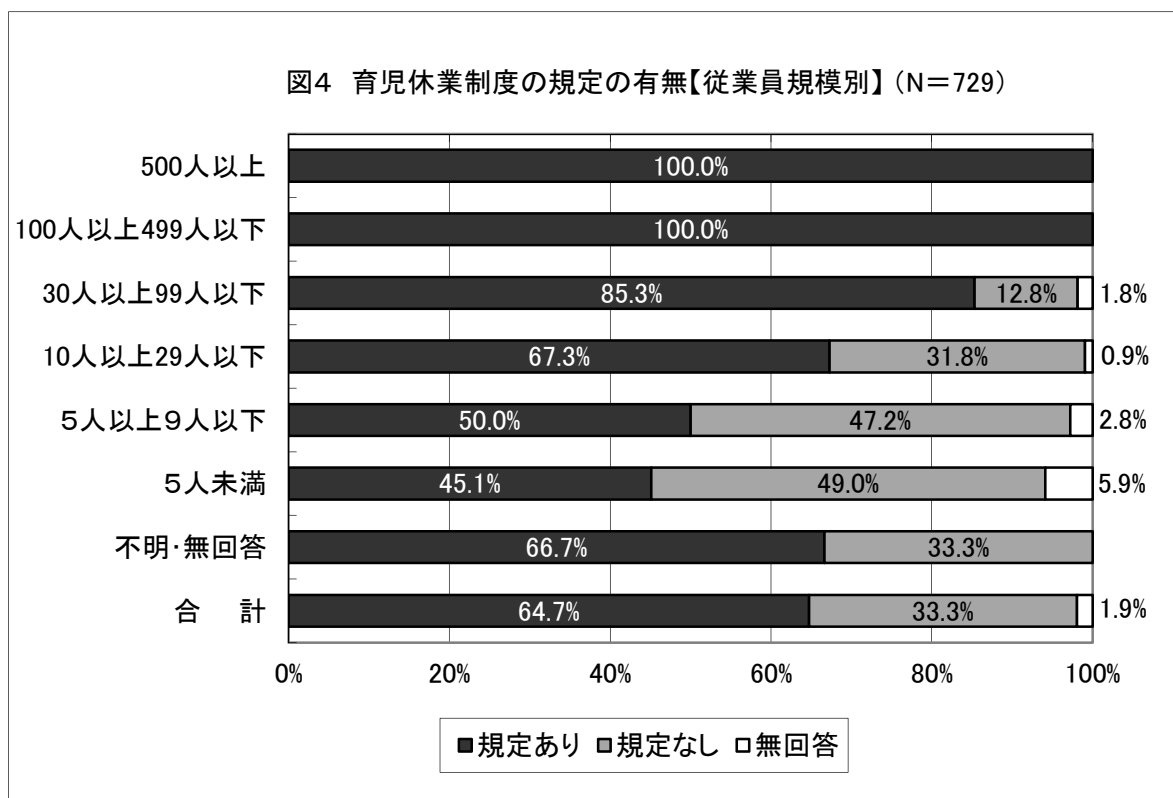
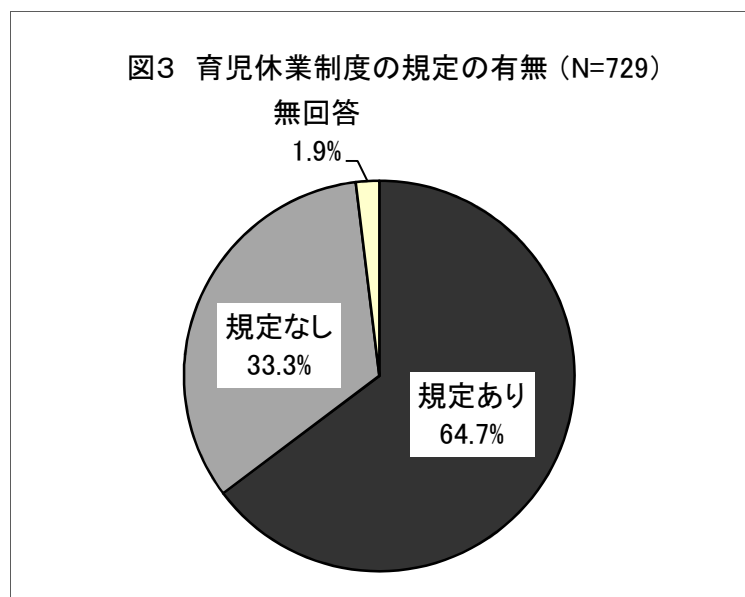
- ・ 従業員の仕事と家庭の両立について、「重要」「必要性を感じる」と考える企業は合わせて95.3%であった。
- ・ このうち、「積極的に取り組んでいる」と答えた企業は44.3%、「今後取り組んでいきたい」と答えた企業は29.2%で、合わせて7割を超える一方、特に対応を考えていない企業も21.8%あった。（図1、2）



Ⅲ 労働者の育児の支援制度に関する事項

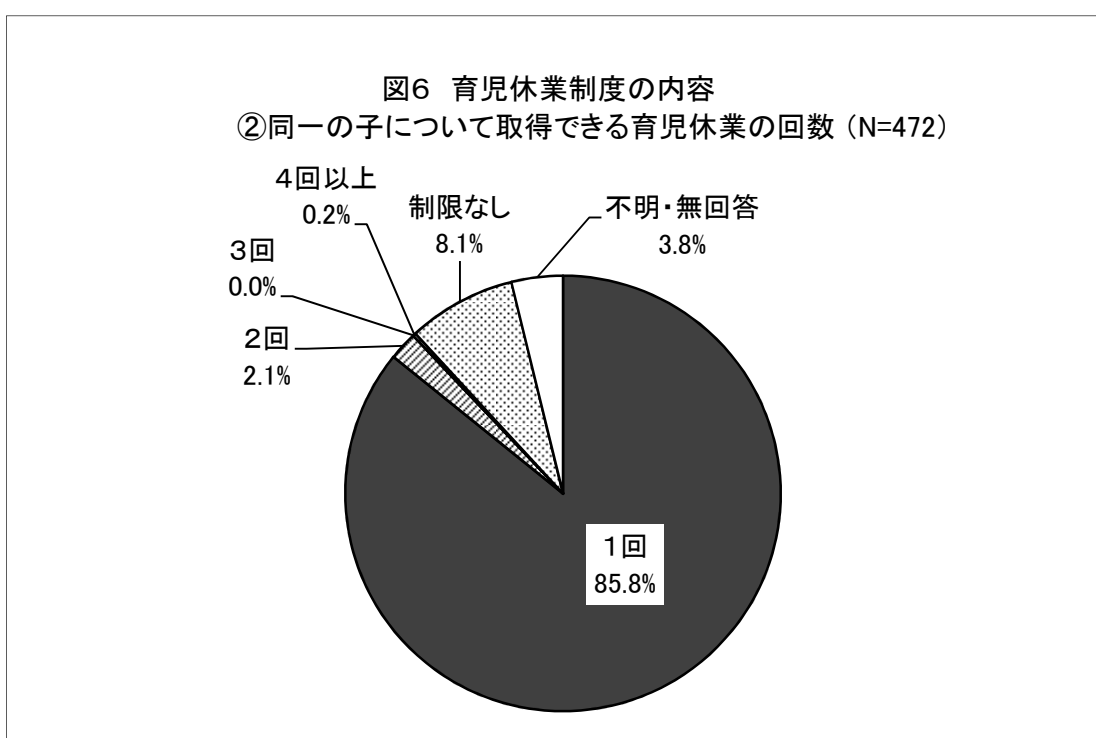
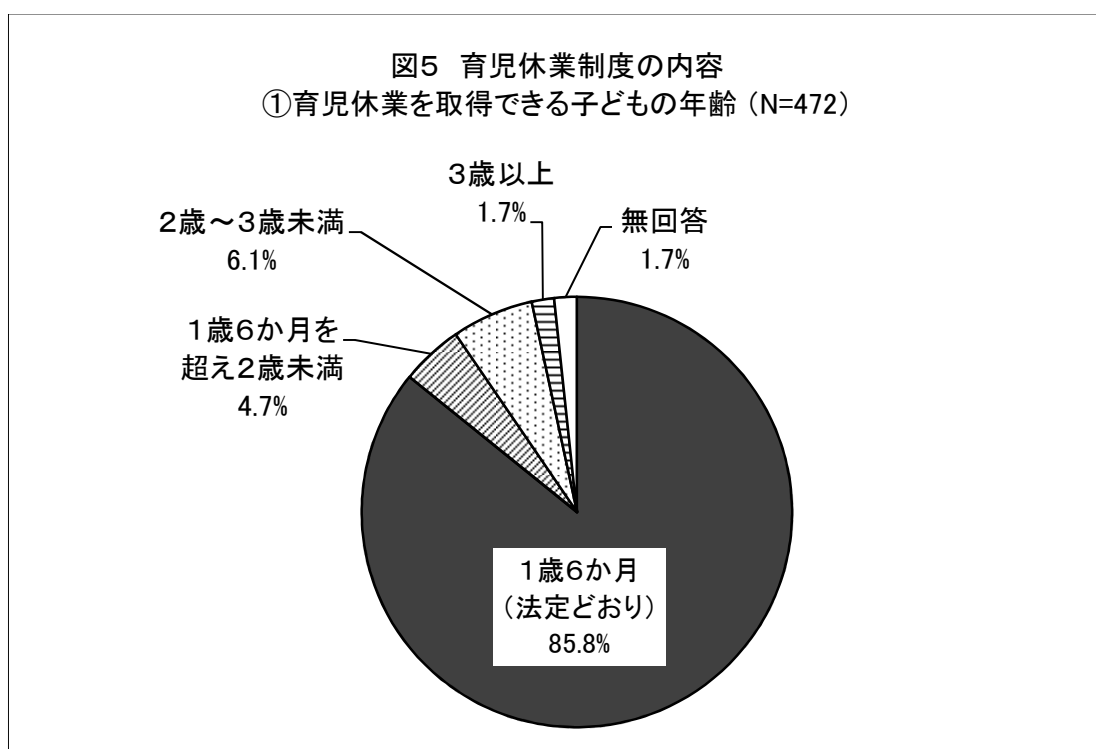
1 育児休業制度の規定の有無（問2）

- ・ 育児休業制度の規定について、「規定あり」と回答した事業所は 64.7%となっている。（図3）
- ・ 「規定あり」と回答した事業所の割合を従業員規模別で見ると、100人以上の事業所では100%、30人以上99人以下では85.3%、10人以上29人以下では67.0%、5人以上9人以下では50.0%、5人未満では45.1%となっており、従業員規模が大きいほど育児休業制度の規定整備が進んでいる。（図4）



2 育児休業制度の内容（問3）

- ・ 育児休業制度の「規定あり」と回答した事業所（472 か所）に対して、子が何歳になるまで育児休業を取得することができるか質問したところ、「1歳6か月（法定どおり）」と答えた事業所が 85.8%と最も多く、次いで法を上回る「2歳～3歳未満」が 6.1%となっている。（図5）
- ・ 同一の子について取得できる育児休業の回数については、「1回」が最も多く、85.8%である。（図6）



3 育児休業制度の利用状況（問4）

- ・育児休業取得率（平成25年10月1日から26年9月30日までの出産者数（男性の場合は、配偶者が出産した者の数）のうち平成27年10月1日までの間に育児休業を開始した者の割合）は、女性が83.1%、男性が1.0%となっている。（表1）

表1 育児休業制度の利用状況

性別・従業員区分	出産者	育休取得者	育休取得率
女性	249人	207人	83.1%
うち有期契約労働者	76人	56人	73.7%
男性	383人	4人	1.0%
うち有期契約労働者	111人	1人	0.9%
合計	632人	211人	33.4%
うち有期契約労働者	187人	57人	30.5%

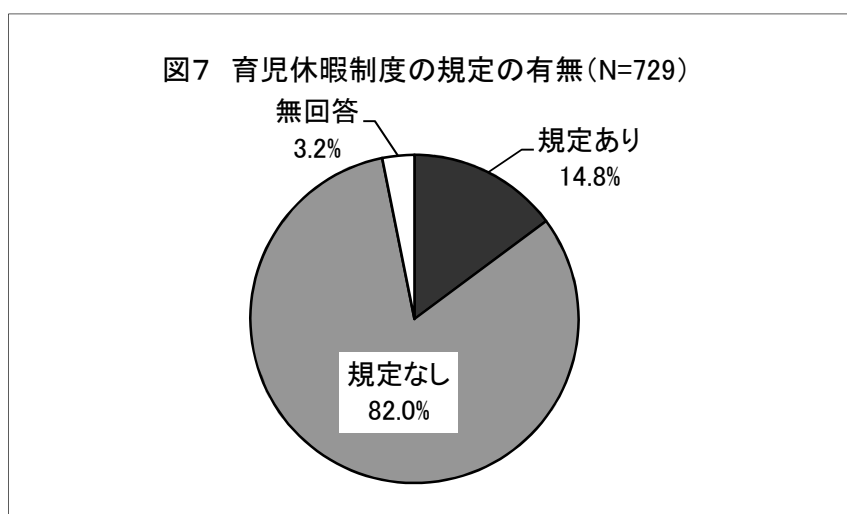
※出産者について、男性は配偶者が出産した者の数

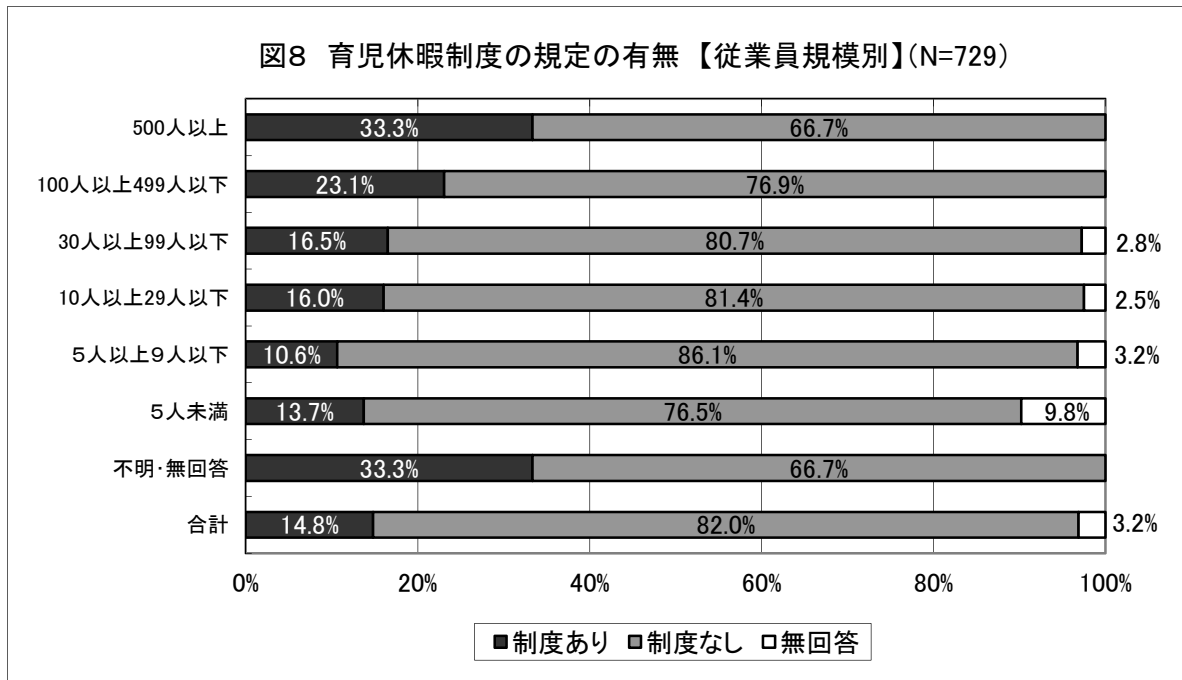
- ・育児休業後の復職状況

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に育児休業から復職予定だった者のうち、実際に復職した女性は91.3%、退職した女性は8.7%であった。男性については、当該期間の復職予定者がいなかった。

4 法を上回る育児のための休暇（育児休暇）制度の規定の有無（問5）

- ・標記の休暇制度について、「規定あり」と回答した事業所が14.8%であるのに対し、「規定なし」と回答した事業所は82.0%を占めた。（図7）
- ・「規定あり」と回答した事業所の割合を従業員規模別で見ると、500人以上の企業が33.3%、100人以上499人以下で23.1%、30人以上99人以下では16.5%、10人以上29人以下では16.0%、5人以上9人以下では10.6%、5人未満では13.7%となっており、おおむね従業員規模に比例して育児休暇制度の規定整備が進んでいる。（図8）





5 法を上回る育児のための休暇（育児休暇）制度の内容（問6）

- ・ 標記の制度の「規定あり」と回答した事業所（108 か所）に対して、子が何歳になるまで育児休暇を取得することができるか質問したところ、「1歳」と答えた事業所が42.6%と最も多く、次いで「3歳以上」が26.9%となっている。（図9）
- ・ 1年間に取得できる育児休暇の日数については、「3～5日」と答えた事業所が33.3%と最も多く、次いで「6～10日」が17.6%となっている。（図10）
- ・ 育児休暇を取得した場合の賃金については、「有給」が51.9%と最も多く、「無給」が32.4%、「一部有給」が12.0%となっている。（図11）

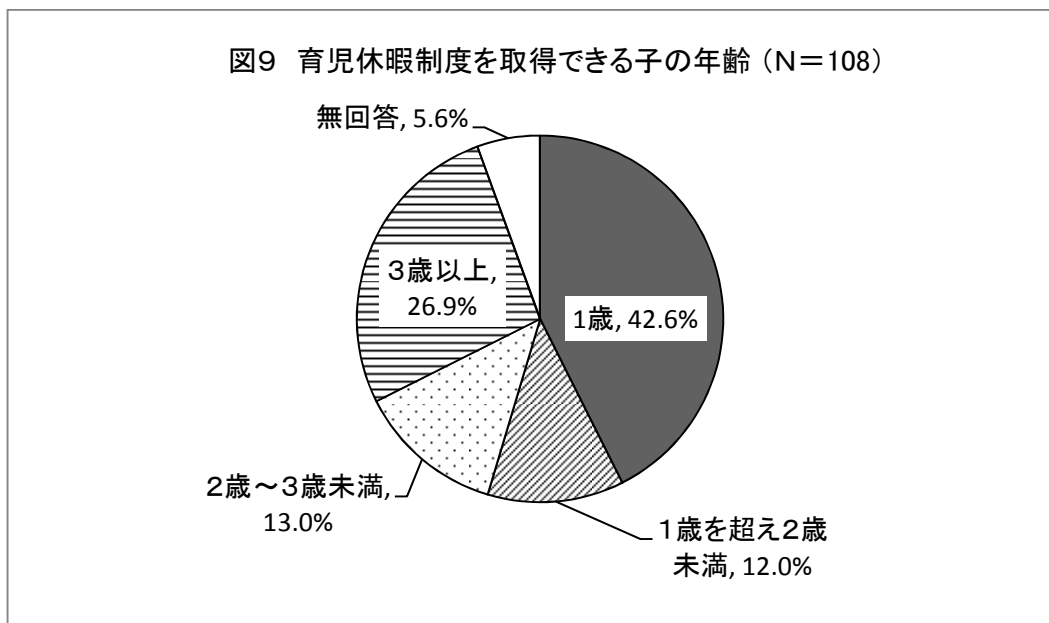


図10 育児休暇制度の日数(N=108)

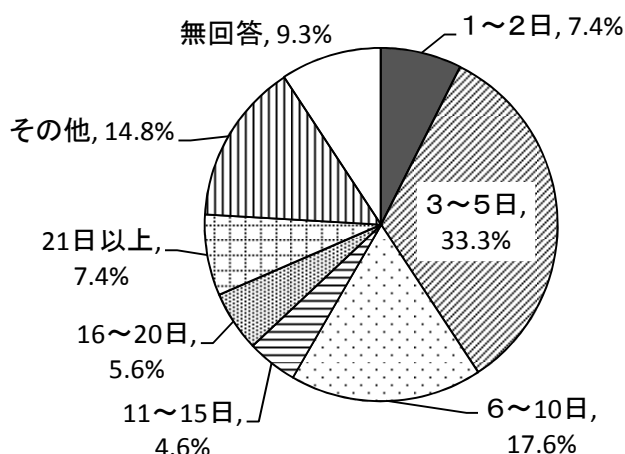
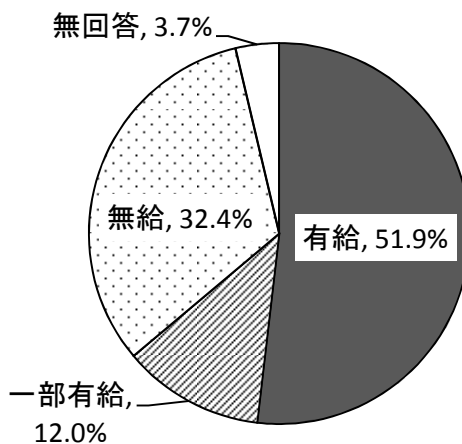


図11 育児休暇取得中の賃金の取扱い(N=108)



6 法を上回る育児のための休暇（育児休暇）制度の利用状況（問7）

- ・標記の休暇の取得率（平成25年10月1日から26年9月30日までの出産者数（男性の場合は、配偶者が出産した者の数）のうち平成27年10月1日までの間に育児休暇を利用した者の割合）は、女性が7.2%、男性が5.2%となっている。（表2）

表2 育児休暇制度の利用状況

性別・従業員区分	出産者	休暇取得者	休暇利用率
女性	249人	18人	7.2%
うち有期契約労働者	76人	6人	7.9%
男性	383人	20人	5.2%
うち有期契約労働者	111人	5人	4.5%
合計	632人	38人	6.0%
うち有期契約労働者	187人	11人	5.9%

※出産者について、男性は配偶者が出産した者の数

7 育児のための勤務時間短縮等の措置（問8）

- ・育児中の労働者のために、勤務時間短縮等の制度を設けている事業所の割合は55.8%で、従業員規模別にみると100人以上の規模の事業所は100%、30人以上99人以下は80.7%、10人以上29人以下は56.3%、5人以上9人以下は43.5%、5人未満は27.5%で、従業員規模が大きい事業所ほど、働きながら育児をする労働者のための環境整備が進んでいる。（図12、13）
- ・育児の場合に利用できる支援制度の内容については、「短時間勤務制度」を52.1%の事業所が設けており、次いで「所定外労働時間の免除」が47.6%、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が21.1%の順となっている。（図14）
- ・各種制度の利用に当たっての子の年齢の上限については、短時間勤務制度の場合は、子が「3歳に達するまで」としている事業所が65.0%で最も多い。また、所定外労働の免除は「3歳に達するまで」が59.7%、フレックスタイム制度は「3歳に達するまで」が35.3%、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げは「3歳に達するまで」が50.0%、事業所内託児施設は「小学校就学の始期に達するまで」が45.8%、育児に要する経費の援助措置は「小学校就学の始期に達するまで」と「小学校入学～小学校3年生（又は9歳）まで」がともに25.0%、育児休業に準じる措置は「3歳に達するまで」が60.8%、在宅勤務・テレワークは「小学校卒業以降も利用可能」が54.5%であった。（図15）
- ・各種制度を設けている事業所における平成25年10月1日から平成26年9月30日までの間に出産した常用労働者の制度の利用状況を見てみると、男性の場合は「短時間勤務制度」が1.0%、「フレックスタイム制度」「育児に要する経費の援助措置」がともに0.8%、「所定外労働の免除」「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」「事業所内託児施設」「1歳以上の子を対象とする育児休業」がともに0.5%と、依然少数であった。女性の場合は「短時間勤務制度」が24.1%と最も多く、次いで「所定外労働の免除」が16.5%であり、「在宅勤務・テレワーク」を除く全制度において利用があった。（図16）

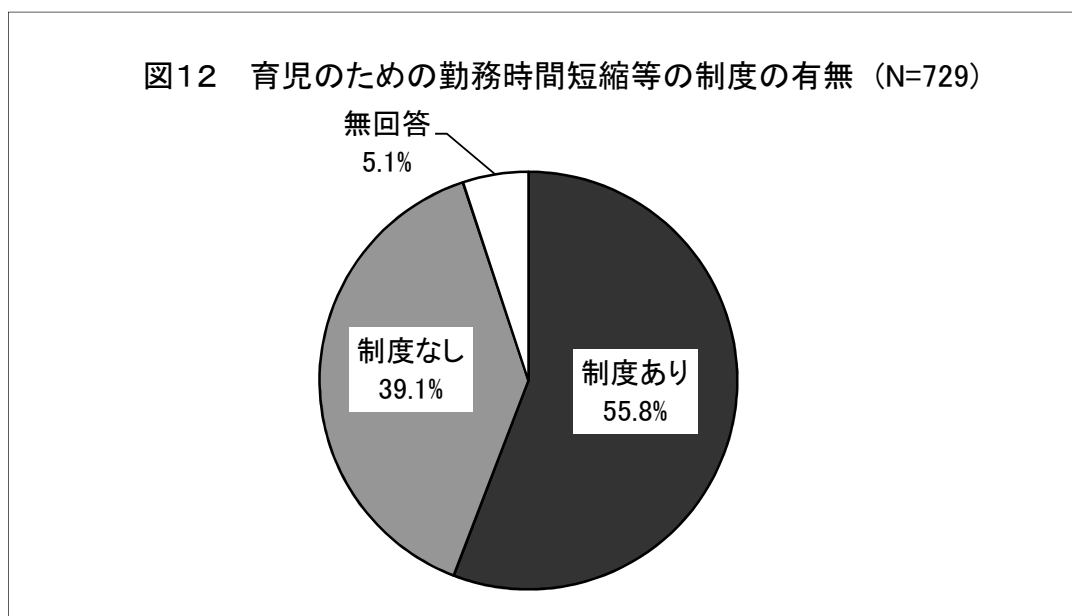


図13 育児のための勤務時間短縮等の制度の有無【従業員規模別】(N=729)

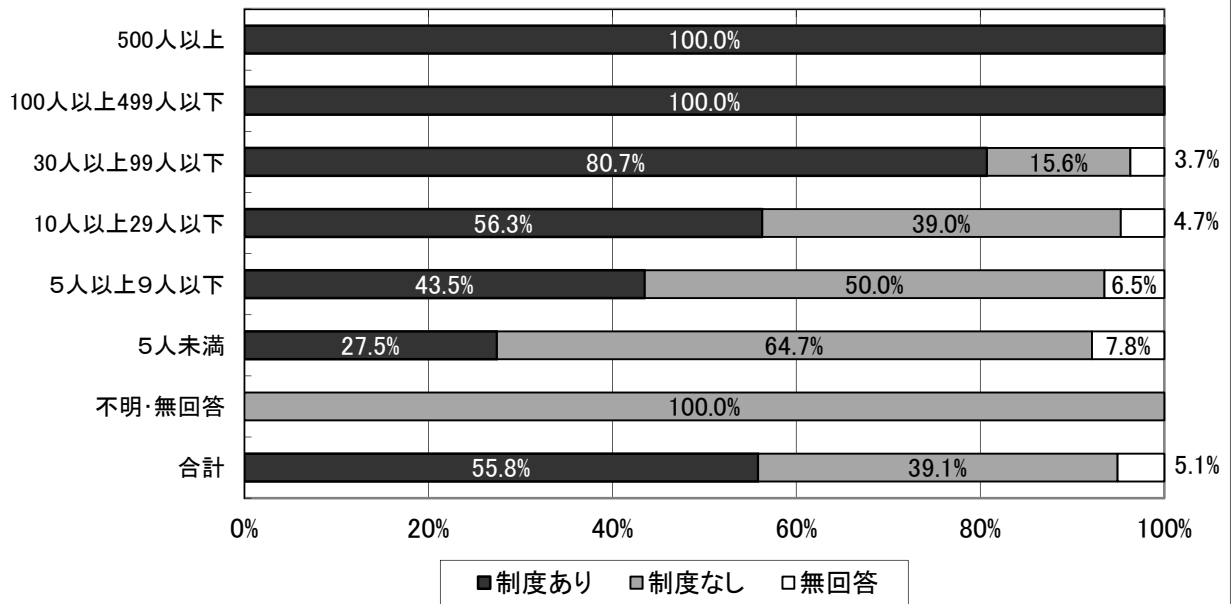


図14 育児のために利用できる制度等の整備状況【制度別】(N=729)

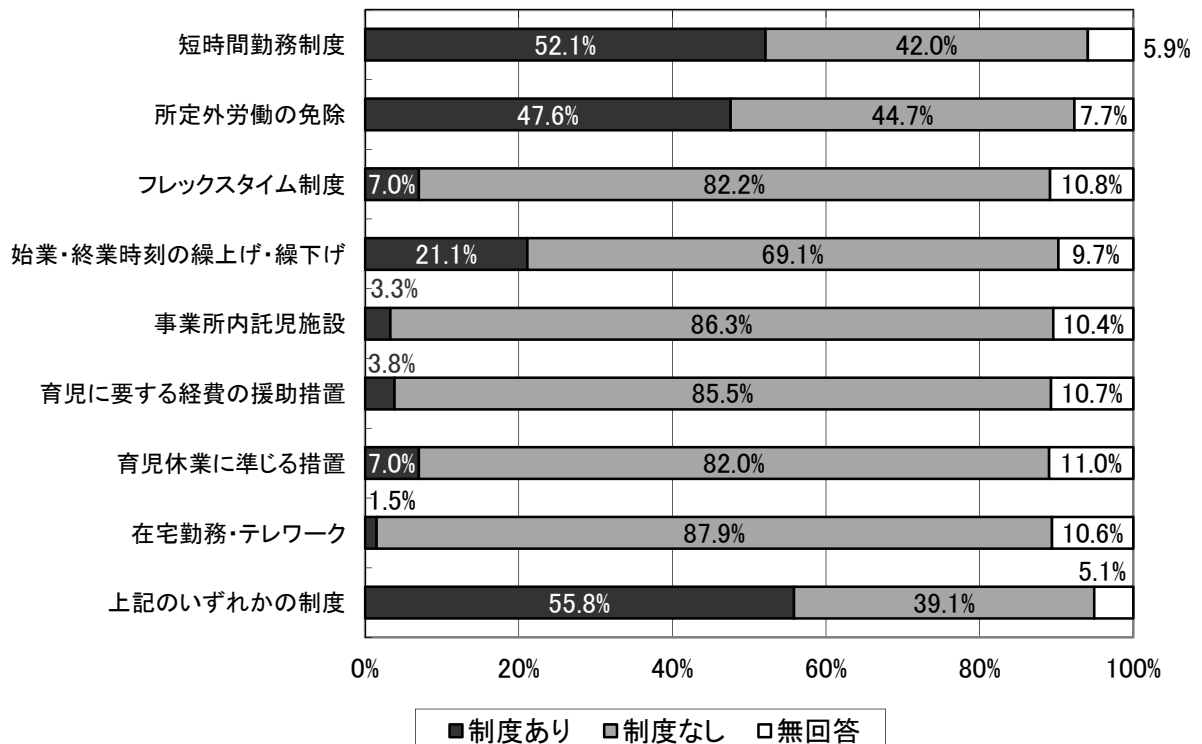
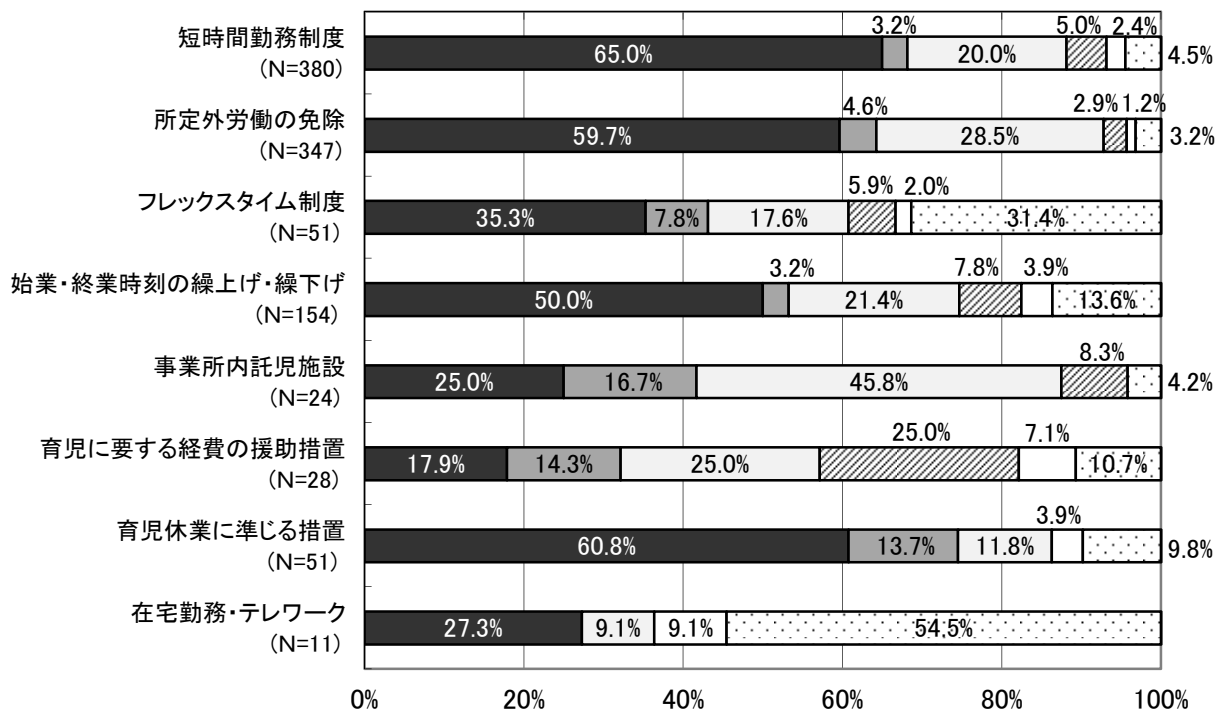
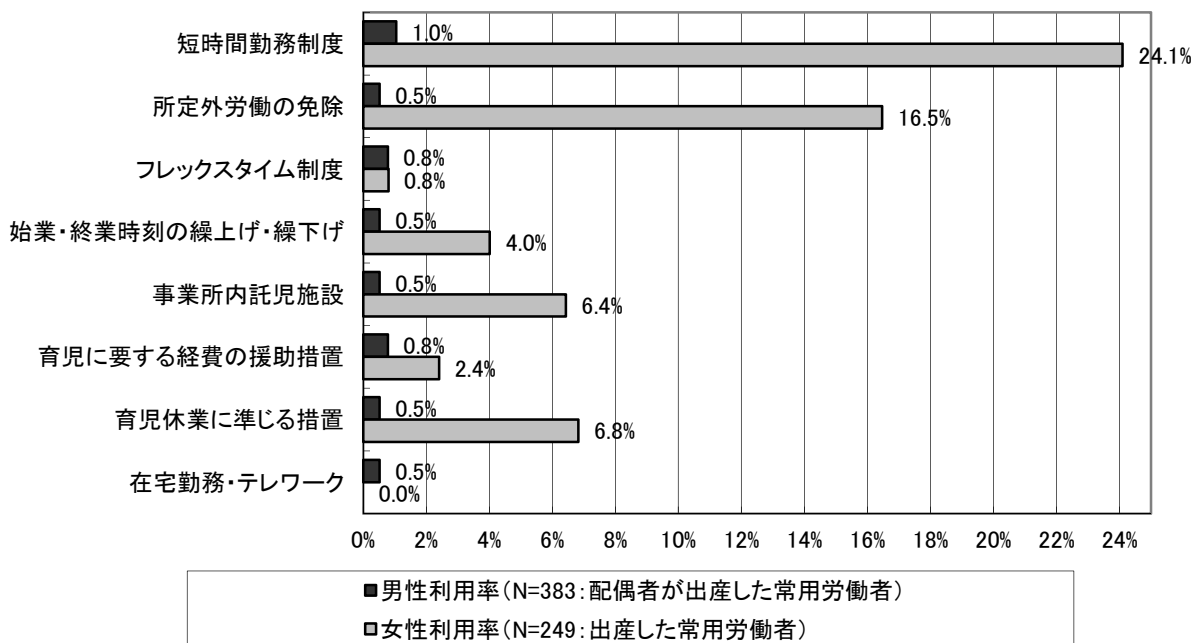


図15 育児のために利用できる制度ごとの子の年齢制限



- 3歳に達するまで
- 3歳～小学校就学前の一定の年齢まで
- 小学校就学の始期に達するまで
- 小学校入学～小学校3年生(又は9歳)まで
- 小学校4年生～小学校卒業(又は12歳)まで
- 小学校卒業以降も利用可能

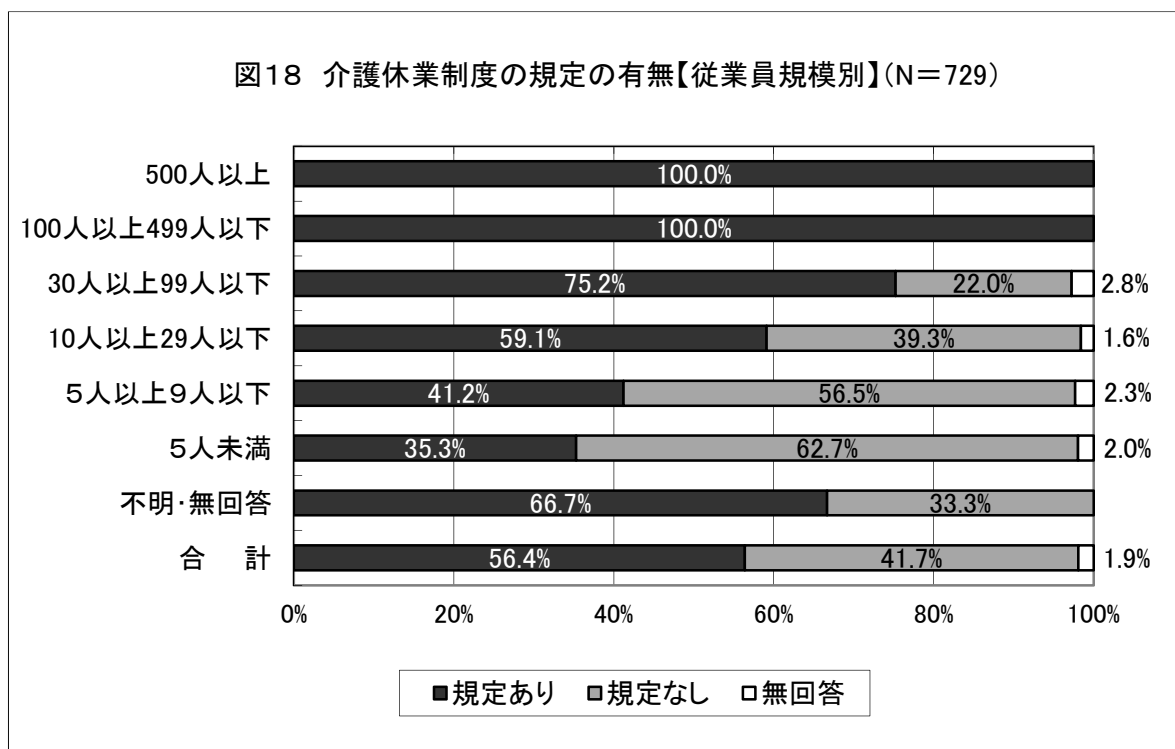
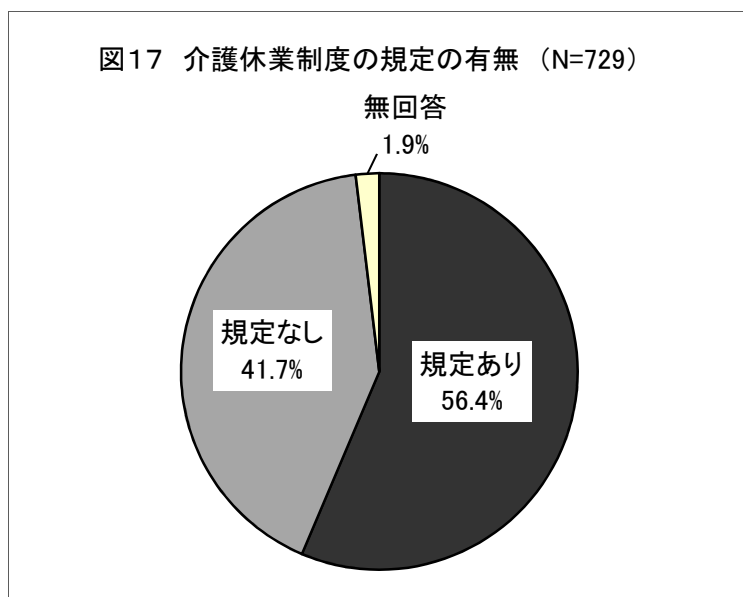
図16 育児のために利用できる制度等の利用状況



IV 労働者の介護の支援制度に関する事項

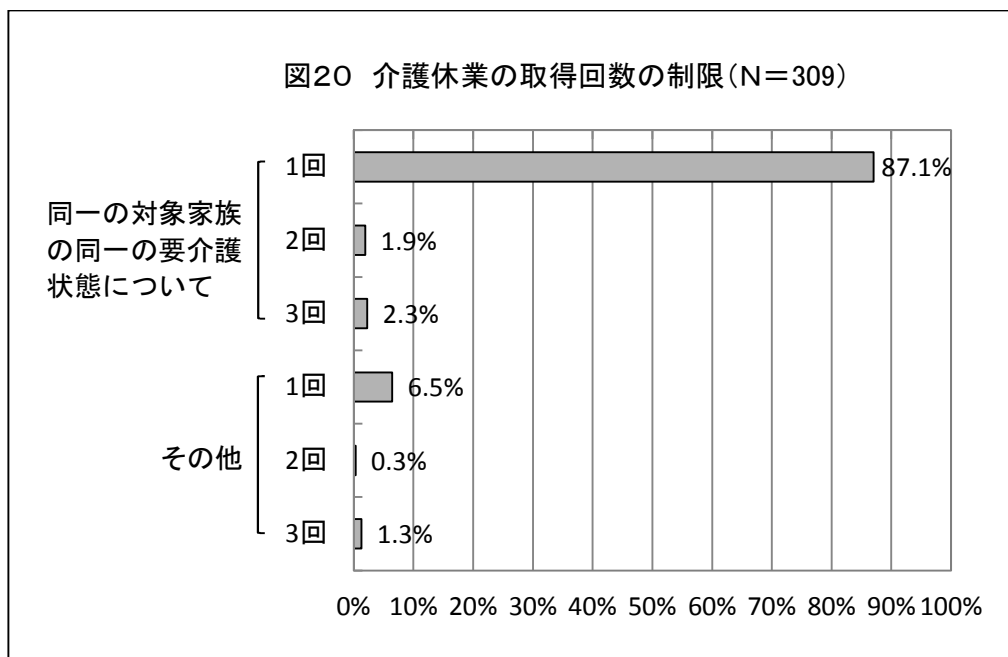
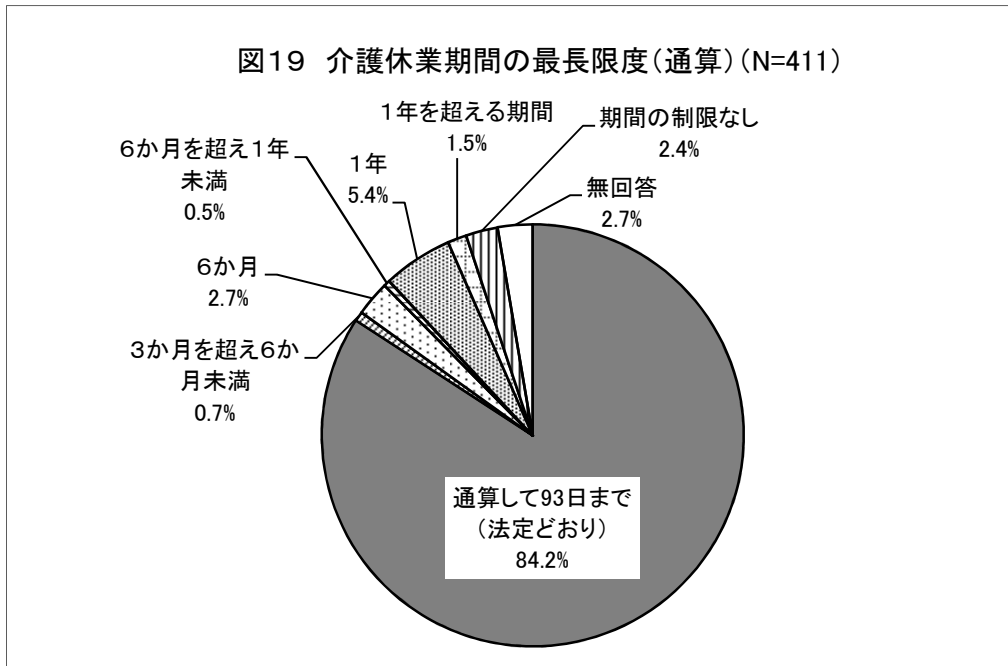
1 介護休業制度の規定の有無（問9）

- ・介護休業制度の規定について、「規定あり」と回答した事業所は 56.4%となっている。（図 17）
- ・「規定あり」と回答した事業所の割合を従業員規模別にみると、100 人以上の規模の事業所が 100%、30 人以上 99 人以下が 75.2%、10 人以上 29 人以下が 59.1%、5 人以上 9 人以下が 41.2%、5 人未満が 35.3%となっており、従業員規模が大きいかいほど、介護休業制度の規定整備が進んでいる。（図 18）



2 介護休業制度の内容（問 10）

- ・介護休業制度の「規定あり」と回答した事業所（411 か所）に対して、介護休業制度の最長限度（通算）を質問したところ、「93日まで（法定どおり）」が84.2%で最も多くなっている。（図 19）
- ・介護休業の取得回数について「制限あり」と回答した事業所（309 か所）に対して、介護休業制度の取得回数の制限内容を質問したところ、「同一の家族の同一の要介護状態について」制限を設けている事業所が91.3%、取得回数については「1回」が87.1%と最も多くなっている。（図 20）



3 介護休業制度の利用状況（問 11）

- ・平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日の間に介護休業を開始した者がいた事業所は 11 か所で、全事業所（729 か所）に占める割合は 1.5%であった。
- ・常用労働者に占める介護休業取得者の割合は 0.06%であった。（表 3）

表 3 介護休業制度の利用状況

性 別	常用雇用者	介護休業取得者	常用労働者に占める取得者の割合
女 性	11,580 人	10 人	0.09%
男 性	13,061 人	5 人	0.04%
合 計	24,641 人	15 人	0.06%

4 法を上回る介護のための休暇（介護休暇）制度の規定の有無（問 12）

- ・標記の休暇制度の規定について、「規定あり」と回答した事業所は 39.1%となっている。（図 21）
- ・「規定あり」と回答した事業所を従業員規模別にみると、500 人以上が 83.3%、100 人以上 499 人以下が 69.2%、30 人以上 99 人以下が 56.9%、10 人以上 29 人以下が 39.0%、5 人以上 9 人以下が 30.1%、5 人未満が 19.6%となっており、従業員規模が大きいほど、介護休暇制度の規定整備が進んでいる。（図 22）

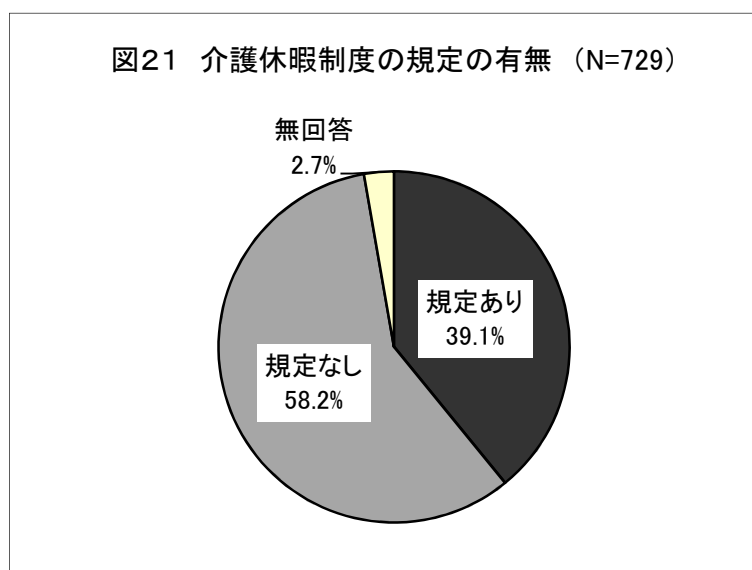
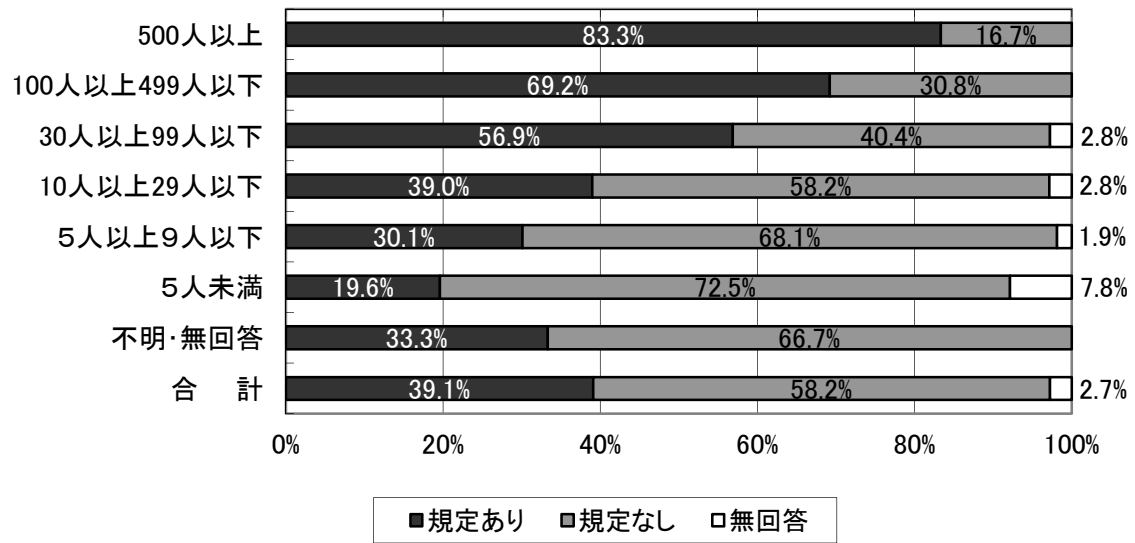


図22 介護休暇制度の規定の有無【従業員規模別】(N=729)



5 法を上回る介護のための休暇制度（介護休暇）の利用状況（問 13）

- 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に介護休暇の利用があった事業所は 14 か所で、全事業所（729 か所）に占める割合は 1.9%であった。
- 常用労働者に占める休暇取得者の割合は、0.13%であった。（表 4）

表 4 介護休暇制度の利用状況

性別	常用雇用者	介護休暇取得者	常用労働者に占める取得者の割合
女性	11,580 人	22 人	0.19%
男性	13,061 人	10 人	0.08%
合計	24,641 人	32 人	0.13%

6 介護のための勤務時間短縮等の措置（問 14）

- 介護のための勤務時間短縮等の制度を設けている事業所は 50.6%となっている。また、従業員規模別にみると 500 人以上の事業所は 100%、100 人以上 499 人以下は 92.3%、30 人以上 99 人以下は 74.3%、10 人以上 29 人以下は 50.9%、5 人以上 9 人以下は 38.9%、5 人未満は 23.5%と、従業員規模が大きい事業所ほど、介護をしながら働く労働者のための環境整備が進んでいる。（図 23、24）
- 介護の場合に利用できる支援制度の内容については、「短時間勤務制度」を設けている事業所が 46.1%、次いで「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が 21.1%であった。（図 25）
- 各種制度の利用に当たっての上限期間は、短時間勤務制度、フレックスタイム制度、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げでは、「93 日まで（3 か月）」が最も多く、それぞれ 81.3%、56.4%、73.4%であり、介護に要する経費の援助措置、在宅勤務・テレワークでは、「1 年を超える期間」が最も多く、それぞれ 50.0%、55.6%であった。（図 26）

- 各種制度の利用状況については、常用労働者数に占める平成26年4月1日から平成27年3月31日までの利用者の割合で見ると、「短時間勤務制度」0.01%、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」0.01%であった。

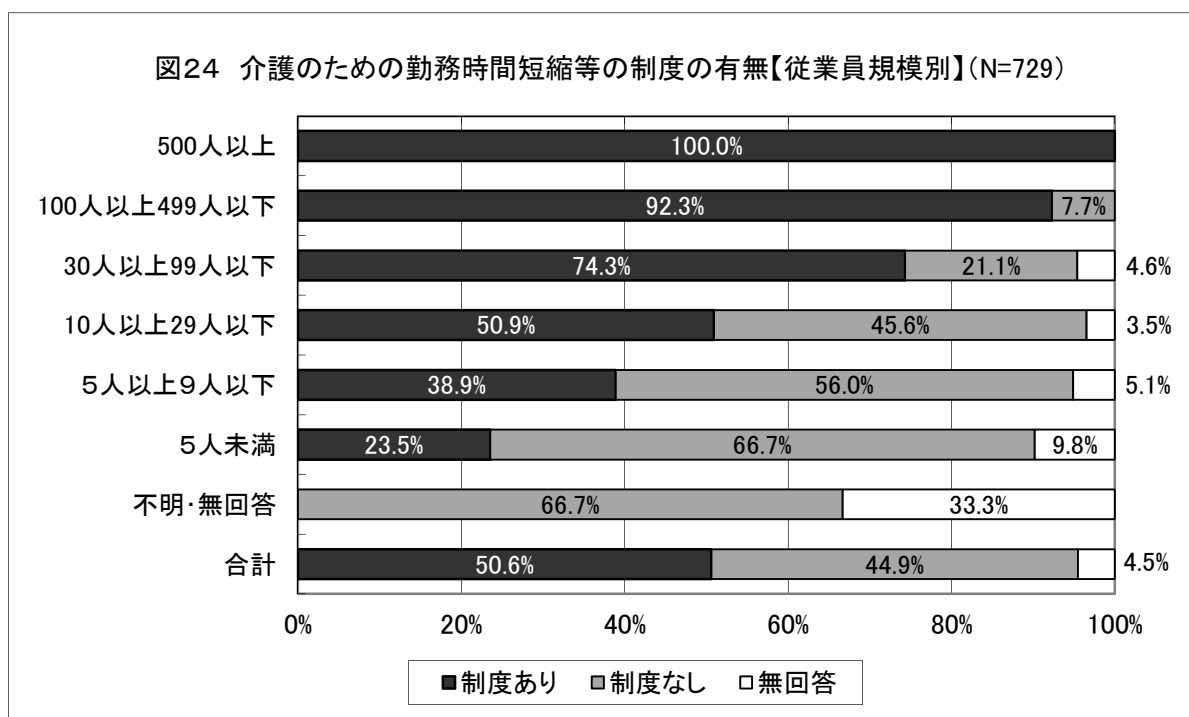
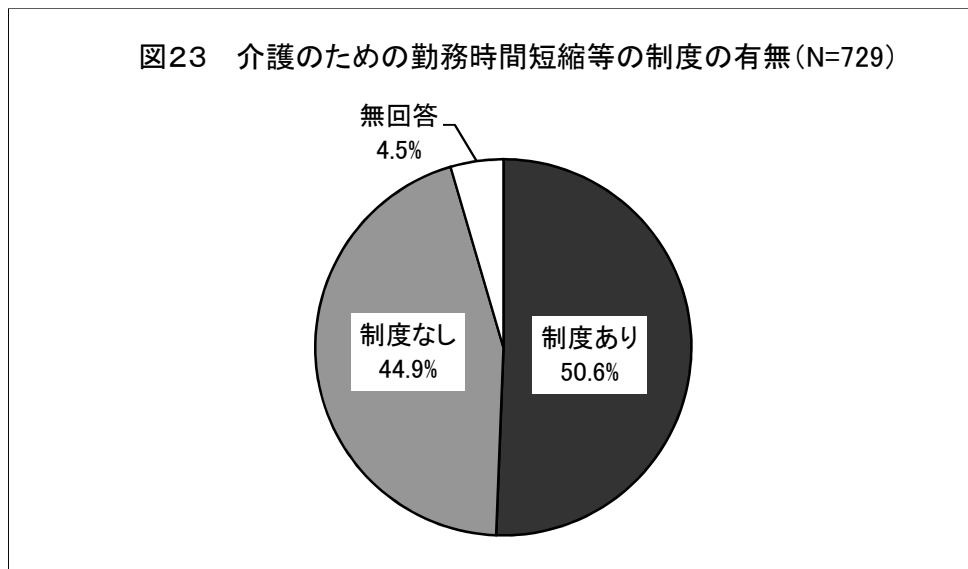


図25 介護のために利用できる制度等の整備状況【制度別】(N=729)

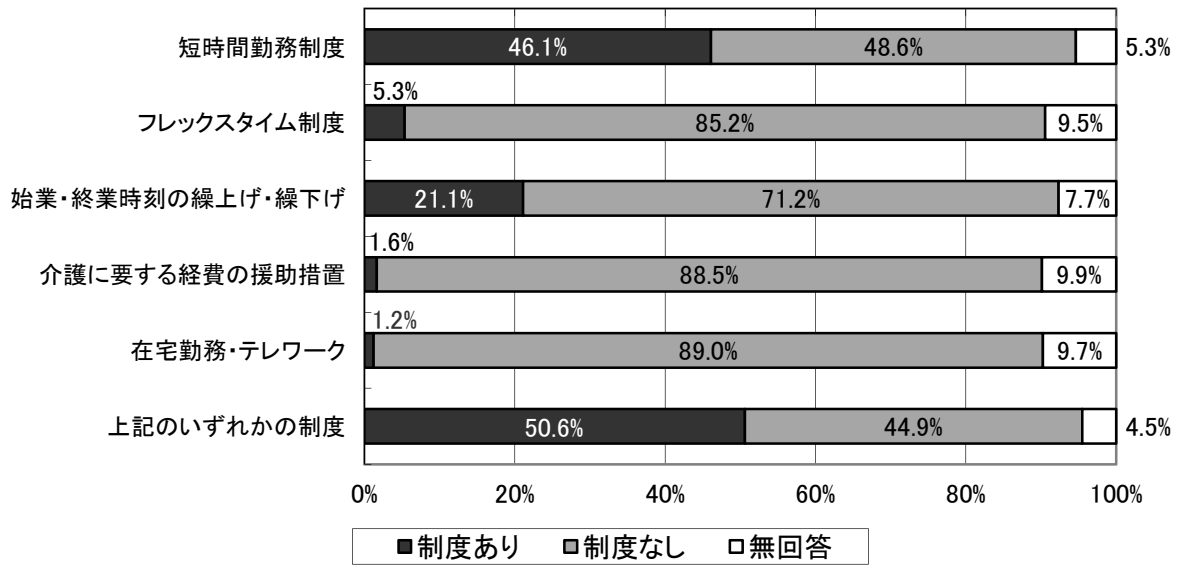
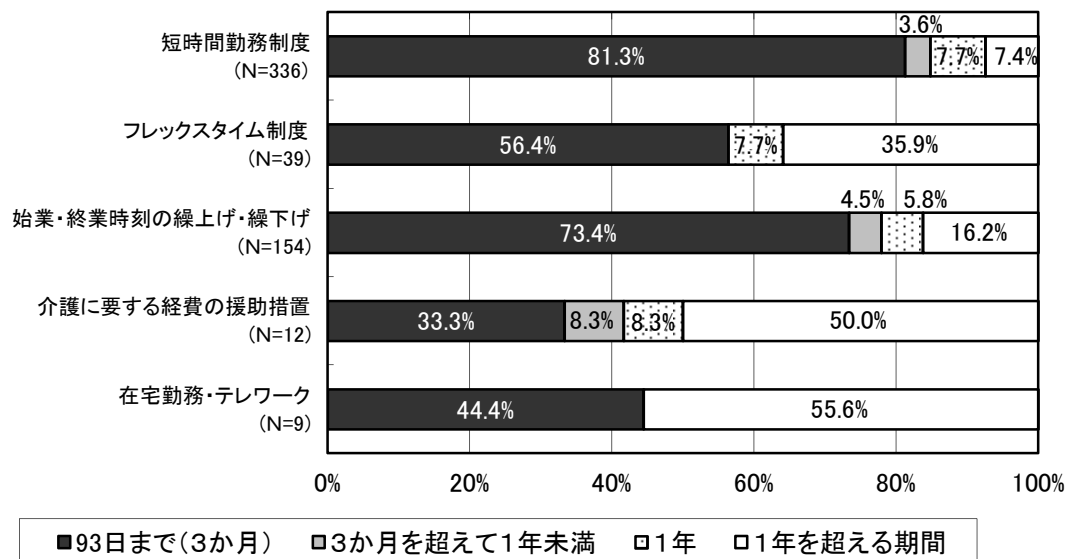


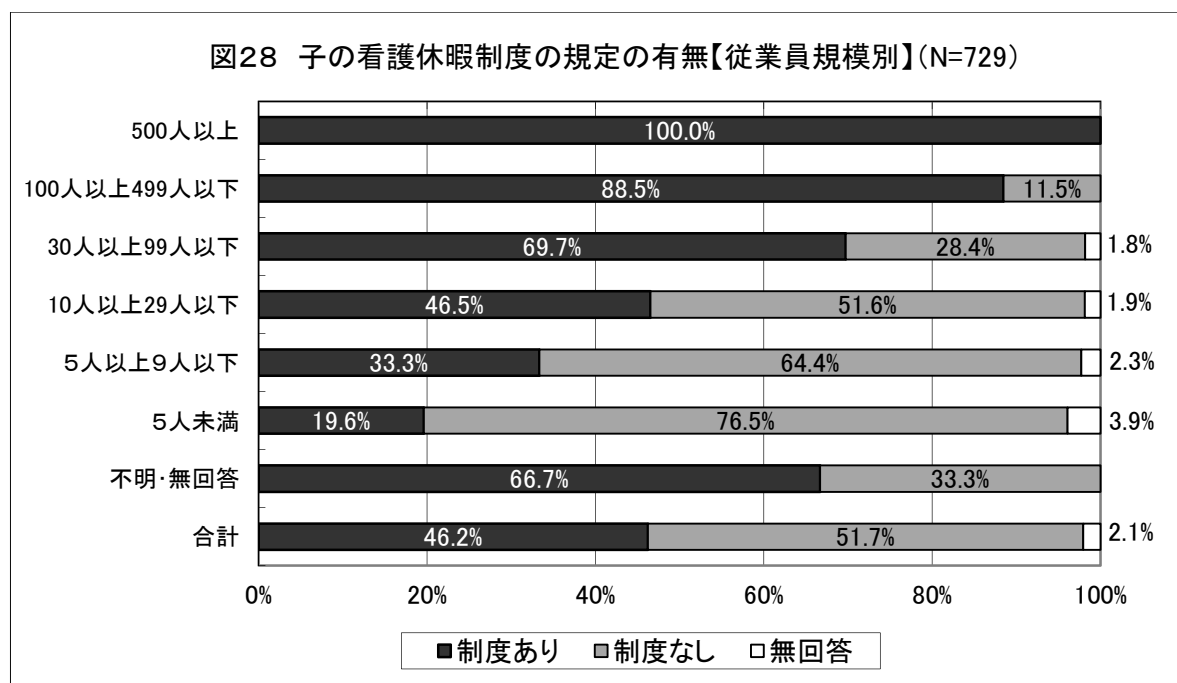
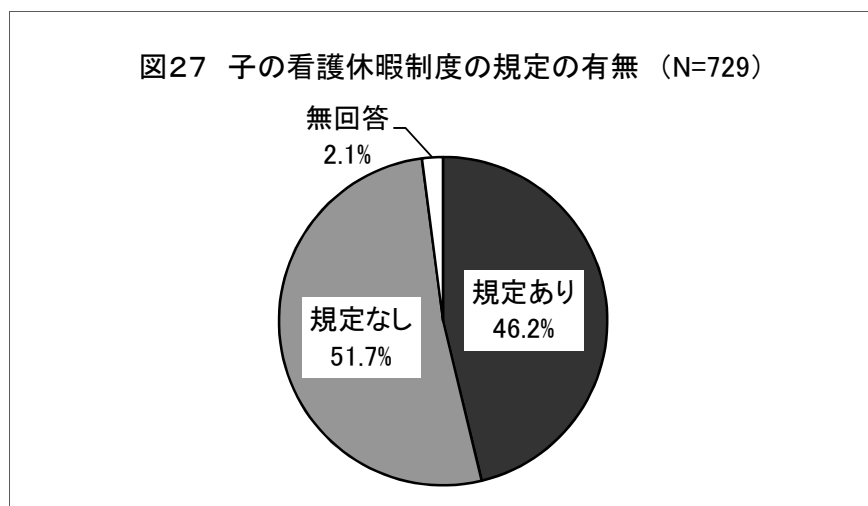
図26 介護のために利用できる制度ごとの上限期間



V 子の看護休暇制度に関する事項

1 子の看護休暇制度の規定の有無（問 15）

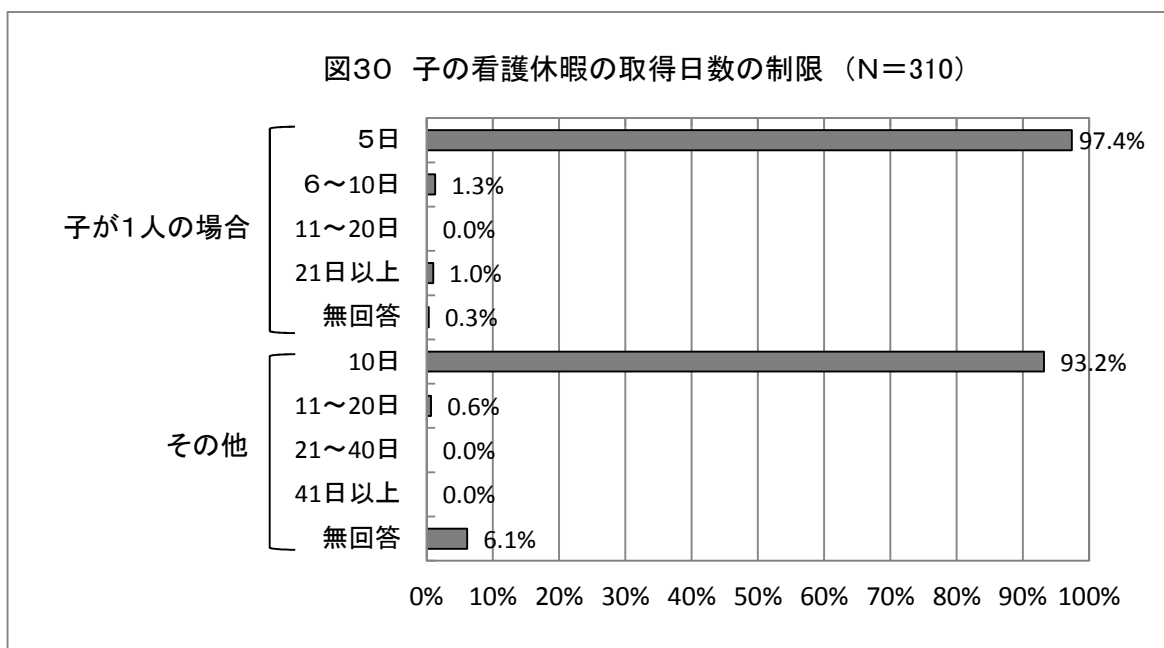
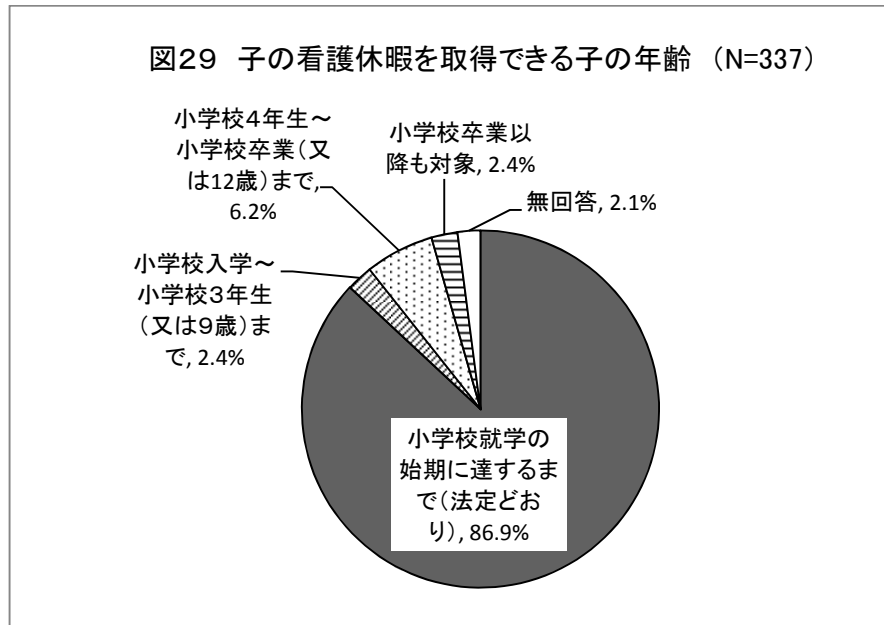
- 子の看護休暇制度の規定について、「規定あり」と回答した事業所は 46.2%となっている。（図 27）
- 「規定あり」と回答した事業所を従業員規模別にみると、500 人以上が 100%、100 人以上 499 人以下が 88.5%、30 人以上 99 人以下が 69.7%、10 人以上 29 人以下が 46.5%、5 人以上 9 人以下が 33.3%、5 人未満が 19.6%と、従業員規模が大きい事業所ほど、子の看護休暇制度の規定が整備されている。（図 28）

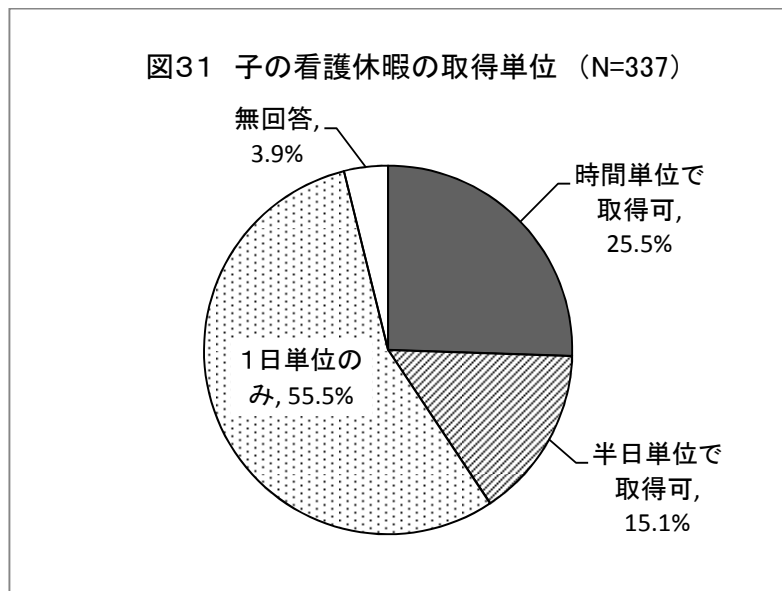


2 子の看護休暇制度の内容（問 16）

- 子の看護休暇制度の「規定あり」と回答した事業所（337 か所）に対して、看護休暇を子が何歳になるまで取得できるか質問したところ、「小学校就学の始期に達するまで」と回答した事業所が 86.9%、育児・介護休業法の基準を超える小学校入学以降も対象としている事業所は 11.0%であった。（図 29）

- ・子の看護休暇制度を設けている事業所のうち、1年間に取得できる休暇日数について、「制限あり」と回答した事業所は92.0%となっている。制限を設けている事業所における制限内容として最も多いものは、子が1人の場合は「5日」で97.4%、子が2人以上の場合は「10日」で93.2%となっている。(図30)
- ・子の看護休暇の取得単位については、「1日単位のみ」が55.5%と最も多く、「時間単位で取得可」が25.5%、「半日単位で取得可」が15.1%となっている。(図31)





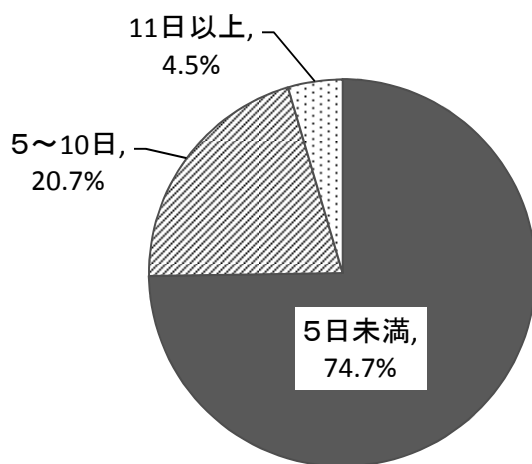
3 子の看護休暇制度の利用状況 (問 17)

- 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に子の看護休暇の利用があった事業所は 51 か所で、就学前までの子を持つ常用労働者がいる事業所 (239 か所) の 21.3%であった。(表 5)
- 子の看護休暇を取得した者は198人で、就学前までの子を持つ常用労働者 (1,649 人) の12.0%であり、男女別で見ると、女性31.9%、男性3.9%であった。(表 5)
- 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に子の看護休暇を取得した者の取得日数は、「5日未満」が 74.7%と最も多く、次いで「5～10日」が 20.7%となっている。(図 32)

表 5 子の看護休暇制度の利用状況

就学前までの子を持つ常用労働者のいる事業所	子の看護休暇取得者があった事業所	子の看護休暇取得者があった事業所の割合	性別	就学前までの子を持つ常用労働者	子の看護休暇を取得した常用労働者	子の看護休暇を取得した常用労働者の割合
239 か所	51 か所	21.3%	常用労働者 (女性)	477 人	152 人	31.9%
			常用労働者 (男性)	1,172 人	46 人	3.9%
			合計	1,649 人	198 人	12.0%

図32 子の看護休暇取得日数(N=198)



VI 年次有給休暇に関する事項

1 年次有給休暇の取得状況（問 18）

- ・直近の事業年度 1 年間に在籍した従業員の年次有給休暇取得状況について、労働者 1 人平均の付与日数は 14.3 日、取得日数は 6.1 日となっており、取得率は 42.7%となっている。（表 6）

表 6 労働者 1 人平均の年次有給休暇取得状況

付与日数	取得日数	取得率
14.3	6.1	42.7%